資料６

３０千環景都発第２４号
平成３０年６月１２日

千代田区都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会設置要綱

（設置）
第１条　千代田区都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定に関する事項を調査検討するため、千代田区都市計画審議会運営規則（平成 12 年千代田区規則第 69 号）第 11 条の規定に基づき、千代田区都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）に部会として千代田区都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　部会は、次に掲げる事項を調査検討し、結果を都市計画審議会に報告する。
（１）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の２の規定に基づく千代田区の都市計画に関する基本的な方針として平成 10 年３月に定められたマスタープランの改定案
（２）前号のほかマスタープランの改定に関連する事項
（委員）
第３条　部会は、次に掲げる者のうちから選出するおおむね 10 名以内の委員で構成する。
（１） 都市計画審議会委員（臨時委員を含む。）
（２） 前号のほか識見を有する者
２　前項第１号の者から選出する委員は都市計画審議会会長が指名し、同項第２号の者から選出する委員は都市計画審議会会長に協議して区長が委嘱する。
３　委員の任期は、委嘱の日から２年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）とし、再任を妨げない。ただし、部会が都市計画審議会に調査検討の最終報告をしたときは、当該報告の日をもって任期満了とする。
（部会長及び副部会長）
第４条　部会に部会長及び副部会長を置く。
２　部会長は前条第１項第１号に該当する委員の中から都市計画審議会会長が指名し、副部会長は委員の中から部会長が指名する。
３　部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　部会は、部会長が招集する。
２　部会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開を適当でないと認めるときは、この限りでない。

（意見聴取）

第６条　部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬等）

第８条　第３条第１項第１号に該当する委員には、都市計画審議会委員の報酬を支給する。同項第２号に該当する委員には、報償費を支給する。

（庶務）

第９条　部会の庶務は、環境まちづくり部景観・都市計画課において行う。

（委任）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項については、まちづくり担当部長が定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年７月 11 日から施行する。